

第 7 回合併協議会協議事項

協議案第 1 8 号	新市建設計画（素案）について -----	P 1
協議案第 1 9 号	地方税の取扱いについて -----	P 2
協議案第 2 0 号	使用料、手数料等の取扱いについて -----	P 3
協議案第 2 1 号	補助金、交付金等の取扱いについて -----	P 4
協議案第 2 2 号	町名、字名の取扱いについて -----	P 5
協議案第 2 3 号	慣行の取扱いについて -----	P 6
協議案第 2 4 号	国民健康保険事業の取扱いについて -----	P 7
協議案第 2 5 号	男女共同参画事業の取扱いについて -----	P 8
協議案第 2 6 号	国際交流事業等の取扱いについて -----	P 9
協議案第 2 7 号	広報広聴関係事業の取扱いについて -----	P 10
協議案第 2 8 号	納税関係事業の取扱いについて -----	P 11
協議案第 2 9 号	生活保護事業の取扱いについて -----	P 12

協議案第 18 号

新市建設計画（素案）について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項に規定する新市建設計画（素案）を次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

新市建設計画（素案）について

新市建設計画（素案）は、別紙のとおりとする。

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

地方税の取扱い

1. 個人住民税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
2. 法人住民税については、税率は大館市の税率に統一する。ただし、合併前の大館市に事務所又は事業所を有しない法人については、平成19年度まで標準税率を適用する。
3. 固定資産税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
4. 軽自動車税については、税率は現行のとおりとし、納期は大館市の納期に統一する。
5. 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
6. 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
7. 入湯税については、現行のとおりとする。
8. 都市計画税については、課税対象区域を大館市及び比内町の都市計画区域内の用途地域とし、税率は現行の大館市の税率を適用する。ただし、比内町については、平成19年度まで課税しないものとする。

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

使用料、手数料等の取扱い

1. 各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
2. 各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。
3. 各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次の方針を基本に調整する。

1. 各市町同一または同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
2. 各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。

町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

町名、字名の取扱い

1. 大館市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行のとおりとする。
2. 比内町の区域内の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。
3. 田代町の区域内の町（字）の区域は現行のとおりとし、名称は、大字を「田代」として、現行の大字の名称を付けない。なお、現行の大字を「田代」とすることにより、小字名称が同一となる場合等については、現行の小字の前に現行の大字の名称を付けることを基本に調整する。

協議案第 23 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会長 小畑 元

慣行の取扱い

慣行の取扱いについては、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、比内町及び田代町の木、花、鳥及び町民歌は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

国民健康保険事業の取扱い

1. 国民健康保険事業については、合併時に再編する。
2. 大館市で実施している各種検診の助成については、国民健康保険事業として実施する。
その他の検診については、保健事業として実施するよう調整を図る。
3. 国民健康保険事業基金については、合併時に大館市に引き継ぐ。
4. 出産、葬祭に関する給付については、現行のとおりとする。
5. 国民健康保険運営協議会については、合併時に大館市の制度に統合する。
6. 国民健康保険健康優良家庭表彰については、合併時まで調整する。
7. 国民健康保険税については、算定方式は合併時に3方式に統一する。
税率は平成19年度まで不均一課税とし、平成20年度に統一する。
納期は、合併時に大館市の納期に統一する。
8. 高額療養費貸付については、合併時に大館市の制度に統一する。
9. 国保出産費資金貸付については、合併時に大館市の制度に統一する。

協議案第 25 号

男女共同参画事業の取扱いについて

男女共同参画事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

男女共同参画事業の取扱い

男女共同参画事業については、合併時に大館市の制度に統一する。

国際交流事業等の取扱いについて

国際交流事業等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

国際交流事業等の取扱い

1. 国際交流研修に対する助成については、事業内容等の調整を図り、合併時に統一する。
2. 田代町の姉妹友好都市交流については、相手町の意向を確認し、原則として大館市に引き継ぐ。
3. 外国籍住民に対する支援事業については、合併時に大館市の制度に統一する。

広報広聴関係事業の取扱いについて

広報広聴関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

広報広聴関係事業の取扱い

広報、広聴関係事業については、合併時に大館市の制度に統一する。

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

納税関係事業の取扱い

1. 納税貯蓄組合（田代町は納税組合）については、合併時に大館市に統合する。
2. 納税貯蓄組合長（田代町は納税組合長）の報酬額については、合併時に大館市の額に統一する。
3. 納税貯蓄組合連合会については、合併時に大館市に統合する。
4. 納税貯蓄組合事務費等補助金（比内町、田代町は納税報奨金）については、合併時に大館市の制度に統一する。
5. 前納報奨金（比内町、田代町）については、合併時に廃止する。
6. 口座振替については、合併時に大館市の制度に統一する。

協議案第 29 号

生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町
合併協議会
会 長 小 畑 元

生活保護事業の取扱い

生活保護事業については、合併時に大館市の制度に統一する。（比内町、田代町分は合併時に県から引き継ぐ。）